教 学 第 9 1 1 号
教 保 第 4 3 9 号
令和２年 12 月７日

各県立学校長　様

教　　育　　長

臨時休業措置の基本的な考え方等について（改訂）

令和２年６月 22 日付け教学第 381 号・教保第 158 号で臨時休業措置の基本的な考え方等について通知したところですが、保健福祉部局と協議の上、下記のとおり改訂することとしました。

ついては、下記に掲げる留意事項や文部科学省通知「持続的な学校運営のためのガイドライン及び「学びの保障」総合対策パッケージ」（６月５日付け）及び「衛生管理マニュアル（Ver. ５）」（12 月３日付け）を踏まえ、適切に対応願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後の状況等を踏まえながら本通知を改訂していくことを申し添えます。

記

１　県立学校の児童生徒等又は教職員が感染した場合の臨時休業措置の基本的な考え方について

（１）感染した児童生徒等の出席停止又は教職員の就業禁止

（２）感染者が確認された学校（あるいは学年・学級単位）の臨時休業の要否及び臨時休業する場合はその期間を、当該学校が所在する市町村を所管する保健所長と協議の上、判断

２　休業期間中の留意事項について

（１）休業期間中は、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。その際、教科書との関連付けを行うなどの工夫をした家庭学習を適切に課すことや、児童生徒等の人数や日時を限って感染リスクを可能な限り低減した上で分散登校を行うことなどにより児童生徒等の健やかな学びを保障すること。

なお、児童生徒等の発達段階や学校の実態等を踏まえ、プリント教材等に加え、動画やオンラインによる指導、民間の学習支援システムによる授業動画等の活用などにより学びの継続を図ること。

（２）ホームページや一斉配信メールを活用する等、児童生徒等及び保護者への連絡体制を確立すること。また、児童生徒等及び教職員の保健管理等を引き続き行い、発熱等の症状がみられる場合や濃厚接触者となった場合等についての情報収集を図ること。

（３）部活動については、禁止とする。ただし、検温等の健康管理や密閉・密集・密接の「３つの密」を避けるなどの感染防止のための取組を行った上で、児童生徒等が散歩やジョギングなどの適度な運動をとることは構わない。

（４）特別支援学校においては、令和２年３月２日付け「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」に基づきながら、保護者や放課後等デイサービス事業所と連絡・調整を行うこと。併せて、以下の点について確認及び検討を行い、教職員の指導体制等を考慮した上で、感染防止対策を講じながら、児童生徒等の居場所の確保に係る対応を可能とするものであること。

○　給食提供について
○　通学バスの運行について
○　寄宿舎の利用について
○　その他、学校での預かり対応実施に当たり必要な事項について

なお、臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考え、慎重に判断すること。

【担当】

高校教育に関すること	学校教育課高校教育担当 (TEL:019-629-6140)
特別支援教育に関すること	学校教育課特別支援教育担当 (TEL:019-629-6142)
健康・安全管理等に関すること	保健体育課学校健康安全担当 (TEL:019-629-6188)
部活動等に関すること	保健体育課学校体育担当 (TEL:019-629-6190)